

広島市安佐北多目的交流広場の整備等について

企画総務局地域活性推進課

1 指定管理者の指定

2月議会の議決を経て「株式会社タマダ」を指定管理者に指定しました。
今後、当該事業者と令和7年10月1日の供用開始に向けた準備を進めていきます。

【運営概要】

指定管理者	株式会社タマダ（安佐北区可部五丁目13番7号）			
指定期間	令和7年10月1日～令和12年3月31日（4年6か月間）			
供用施設 使用時間等	施設	使用日	使用時間	摘要
	広場	年中使用可	24時間	○自由利用に供する。
	屋外ステージ 〔専用して使用する場合〕		9時～17時	○使用者が照明機器等を持ち込む場合は、あらかじめ指定管理者が市長の承認を得ることで、21時までの延長を可能とする。 ○専用して使用しない場合には広場と同様、24時間自由利用に供する。
	店舗用施設		24時間 〔※準備・片付け、必要物品の常時配置のための時間を含む〕	○指定管理者が行う公募により使用予定者を決定する。 ○公募において、営業可能時間を示す。
駐車場	7時～21時		・使用時間外(夜間)は出入場制限を行う。	
利用料金 (上限額)	利用料金は下表ア、イの上限額の範囲内で指定管理者が設定する。			
	ア 施設の使用の許可			
	区分	単位	金額	
	屋外ステージ	3時間まで	780円	
		3時間を超える1時間までごとに	250円	
	店舗用施設	1施設1月につき	31,990円	
	※ 屋外ステージについて、商品の広告、宣伝又は販売その他の商業活動のために使用する場合は、この表により算定した額の1.5倍の額とする。			
	イ 広場内での行為の許可			
	区分	単位	金額	
	行商、募金、出店、興行その他これらに類する行為をする場合	1平方メートル1日につき	200円	
	競技会、展示会、集会その他これらに類する催しを行う場合	1平方メートル1日につき	40円	
	業として写真を撮影する場合	1人1日につき	640円	
	業として映画を撮影する場合	1日につき	13,200円	

貸出物品 (予定)	イベント等開催のためのテントなど、使用者の利便性向上のための物品については、指定管理者が自主事業として調達し、貸出し（有料）を行う。
予約受付	原則、使用の6か月前から受け付ける。 ※ 指定管理者において特別の理由があると認められるときを除く。
主催事業	産直市場等、市民の交流を図るとともに、地域産品を販売できる催しを年4回以上開催する。
その他	指定管理者は、エリアマネジメントの考え方に基づき、安佐市民病院跡地に整備し又は新たに整備する各施設の管理者等により構成される協議会を組成し、事務局として一体的なぎわい創出に努める。

2 整備状況

別紙のとおり

3 オープニングイベント

供用開始を記念するとともに、利用者の獲得に向けて本施設の周知及び利用の促進を図るため、オープニングイベントを開催する予定としています。

4 今後のスケジュール

令和7年 4月 1日 本協定の締結
9月28日 オープニングイベント開催（予定）
10月 1日 供用開始

広島市安佐北多目的交流広場の整備等について

【工程表】

工事内容・工期	令和6年度（2024年度）						令和7年度（2025年度）								
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
建設工事															
準備工・仮設工事	←→														
造成・配管工事		←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→					
遊戯施設工事				←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→					
園路広場工事							←→	←→	←→	←→	←→				
標識・植栽工事									←→	←→	←→				
建築工事				←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→					
検査															←→
開業準備等															←→ ▲供用開始

- 令和6年10月に着工し、造成工事や配管工事をおおむね完了させた後、現在は、各遊具の基礎工事を進めています。建築物については、上棟まで完了しています。
- 4月以降は、遊具は基礎工事を引き続き、建築物は内装工事を進めます。遊具の設置は5月頃から順次行う予定です。

【現況写真】
3月19日時点

